

使用済自動車の海上輸送には補助金が出ます！

1. 使用済自動車等海上輸送費補助金とは

離島地域における使用済自動車及び解体自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、海上輸送費の一部を補助します。

2. 海上輸送とは

使用済自動車等を島外へ搬出するため船を使用し輸送することをいいます。

3. 対象自動車

軽自動車、普通自動車、大型自動車などのリサイクル券対象の自動車

※リサイクル券の対象ではない二輪車などは対象外です。

4. 補助率

補助対象者は使用済自動車の最終所有者である西ノ島町民又は関連事業者。

船舶運賃の8割（算出した額に100円未満の端数がある場合は切り捨てた額）

5. 補助金を受けるのに必要な書類

- (1) 使用済自動車等海上輸送費補助金交付申請書・請求書
- (2) 自動車解体証明書（その他引渡し関連事業者が使用済自動車等を引き取ったことを証する書面）
- (3) 船舶運賃の領収書
- (4) 印鑑
- (5) 振込先口座番号がわかるもの

6. お問い合わせ先

環境整備課 電話：6-1748

